



## Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『経営と運営』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

# 10

## 2014 Vol.131



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆ ㈱大成経営開発 . . . . . 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆ ㈱大成財産コンサルタンツ . . . . . 相続税申告・終活相談・資金調達運用  
会社売買・生命保険損害保険・不動産
- ◆ ㈱アップワード エスト保険 . . . . . 生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆ ㈱大成アフェクション . . . . . 居宅介護支援、通所介護事業
- ◆ ㈱大成グローバルトレーディング . . . . . 商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・  
竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・  
須賀経営労務研究所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

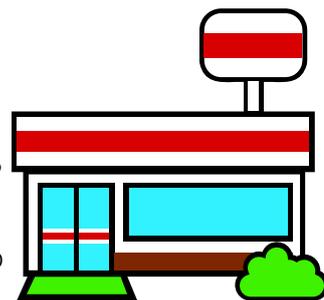
(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

## 会長室から、こんど~です

10月だというのに台風がやって来たり、御岳山が噴火したり大変な事になっていますが、最近自然災害が多くて日本はどうなっているのだろうかと不安になってしまいます。

今月は最近ふと思った事があり調べてみました。

それは今や生活の中で欠かせない存在になっている“コンビニ”ですが、「サンクスがいつの間にかローソンになっている」と思ったところからでした。



サンクスのエリアFCがサークルKとの契約をローソンに契約変更したため100店舗くらいが一気にローソンへと変わってしまったようです。

2011年以降サークルKの店舗は500店舗くらいがローソンとセブンイレブンに変わっています。当然一日の売り上げはセブン、ローソン、ファミマの順です。

各店の店舗数はセブン16,764店、ローソン11,922店、ファミマ10,847店



もし自分がコンビニのオーナーになるとしたらどこがお得？

加盟金は300万円、今は土地・建物は本部が用意するのが主流になっていて、あとは本部への支払額は利益率によって、多少は違いますが全体的に見るとセブンが高めですが、契約更新率はセブンが一番高く9割以上のオーナーが契約更新しています。

やっぱりセブンの商品力の強さが売り上げを安定させオーナーも安定した経営が出来ると言う事なのかなと思います。

コンビニの商品が一番売れる日は、大晦日とお正月、クリスマスだそうですよ。その要因はクリスマスケーキ、おせち料理です。本当になんでもコンビニで買う時代です。

またおひとり様用(個食)の商品もそれぞれのオリジナルブランドで作られており、お手軽で便利でとてもおいしくなっています。

最近缶コーヒーよりも安くおいしいセブンカフェのセルフ式のコーヒーがあります。もちろん他社にもあり、かなり売れています。

チケット購入から公共料金、税金の支払い。クレジットカードやキャッシュカードの利用、自宅への宅配。各種保険への加入手続き、調剤薬局と一体型(薬の取り扱い)、有料老人ホームとの一体型(介護用品の取り扱い)、こんな店舗も増えています。

さらに各社ともに賢く使えば割引になるポイントカードがあります。nanaco、Ponta、Tカード、知らないうちに貯まったポイントでお買い物ができます。私はよくTカードでポイントを貯めて、支払はWAONで両方にポイントを貯めています。

ローソンでは少ないポイントで交換できる商品もありますね。

コンビニでカードを上手に活用してみてください。

ありがとうございました。

(株)大成経営開発会長近藤記



会長ブログ：近藤会長の体と会社のダイエット日記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

## 経営まめ知識：『経営と運営』について

早いもので今年ももう10月です！！

ところで先ほど大型台風が、静岡県浜松市に上陸したそうです！！いま熊本ですので東京などの災害が心配です！！こんなに自然災害が続くと異常気象が、当たり前前の時代となりましたね。世界経済もかつてないほど不安定な時代です！！



ところで最近いろいろな若手経営者の方から聞かれる事についてお話ししたいと思います。

それは『**経営とは、なんですか？経営者とは、どんな仕事をするのですか？**』という素朴な質問です。明確に答えられる人が、どれほどいるのでしょうか？自分を含めて経営者の方で分かっている様で分かっているのが、本当のところではないのでしょうか？？？さすが若手経営者の方々は素直です！！

経営とはなんですか？と質問を受けた時に**帝王学**の教えで以下のように説明しています。

経営の『**経**』は、**筋道を立てる事！！**何に筋道を立てるのかと言うとそれは、人生資源であり経営資源である**人・モノ・金・情報・時間**という**5大経営資源**と説明しています。

経営の『**営**』は、**一生という意味で営みという意味です！！**と説明しています。

つまり『**経営とは、経営資源に筋道を立てて使う一生の営み**』という事になります。経営の意味が分かり始めて経営ができ、経営者となるのではないのでしょうか？そう言われると私も心配になりますが・・・。一経営者として先人経営者と会社研究は、死ぬまで続きそうですね！！経営資源の意味が分かり、経営資源をどう仕掛け（仕組む）ていくのか？？？いつの時代も時代環境により進化・変化していきますね。また、業種や規模によりその考え方も千差万別です。経営は生き物で経営業とは、指示判断業務ですね！！

ところで経営と運営をはき違えている経営者の方もいらっしゃるみたいです！！

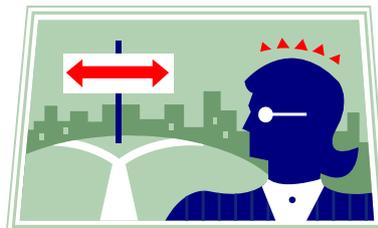
時代は、益々スピードアップして日本経済も世界経済の中で動いています！！**ICT（情報通信技術）**の影響で世界は、小さく近くなりました。会社としての経営方針や戦略があり、それに**基づいた戦術実働**があります。つまり**運用**です。



ところが会社としての**存在意義という理念や目的**というものがなく、その方針や戦略もない。これでは組織としての会社の存在が、危うくなります。経営判断に基づく運用がなれば、その成果と効果は期待できません！！

つまり**運用とは、経営判断に基づく業務でありそれを動かすものが経営なのです。**

年齢は関係なく経営の勉強は、深くて終わりがありません！！



特に人間的な部分が問われる事が多いみたいです。何故ならすべて歴史を動かしてきているのは、人間だからです。一経営者として夢や希望や理想という目的を持って生きていきたいものです。

最後になりましたが、今年もあと3か月です。ラストスパートで来年の計画を立てる時期となりました。

みなさまの益々のご活躍をお祈りいたします！！



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>

熊本事務所にて

## 💡 いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

### 「思わぬ相続財産」

父の葬儀後、数日が経ち、突然、見知らぬ人が訪ねて来て

「〇〇さんが事業に失敗して、1億円の融資返済が出来なくなりました。  
そこで連帯保証人であるお父さんに支払っていただきたい。」

目の前が真っ暗になる話です。

社会人になった20年前、父に「連帯保証人には、絶対なるなよ。」と言われた事を思い出します。

「連帯保証人？なんの事」くらいに考えていましたが、その責任は相続されるのです。

故人の相続人は、まったく知らなかった。連帯保証人になった本人でさえ忘れていたという事が多くあります。

では、1億円の返済はどうするか？

答えは「1億円の債務は相続人が引き継ぐ」です。



財産を上回る債務だった場合は【相続放棄】を勧められます。

相続放棄は、相続開始を知った日から3ヶ月以内に手続きをしなければなりません。

3ヶ月を過ぎると借金を引き継ぐ事になります。

借金の額が分からなければ、【限定承認】という手もあります。

限定承認とは財産の範囲内で債務を引き継ぐというもので、事業をされている方などに有効です。

### こんなケースもあります。

父は代表取締役で会社の債務を連帯保証していました。

父が亡くなった後、会社は借金を払えなくなった場合、相続人が会社の借金を支払う義務があるのか？

こういったケースでも相続は、故人の法律上の地位を引き継ぐので、原則として保証人としての地位は引き継ぐ事になります。

### もし、相続放棄の期限3ヶ月が既に過ぎてしまったという場合はどうすれば良いか？

その場合、債務(借金)の存在を知った日から3ヶ月以内に手続きをします。

その際に、相続発生から3ヶ月以内に、借金の存在を知る事が出来なかった事情を裁判所に納得してもらえば相続放棄は認められます。

最後に、相続人である子が相続放棄をした場合に、子の子(孫)に相続権がいくことはありません。



岡村泰

**編集後記**：10月に入り、秋らしくなってきました。日中も随分と過ごしやすくなり、何事にも絶好の季節です。昼夜の気温差が激しい時期ですから体調管理には十分に気を付けましょう。今月は運動会を予定されているところも多いと思いますが、またまた台風が近づいています。被害が出ないことを祈るばかりです。台風18号で被害にあわれた方には謹んでお見舞い申し上げます。

